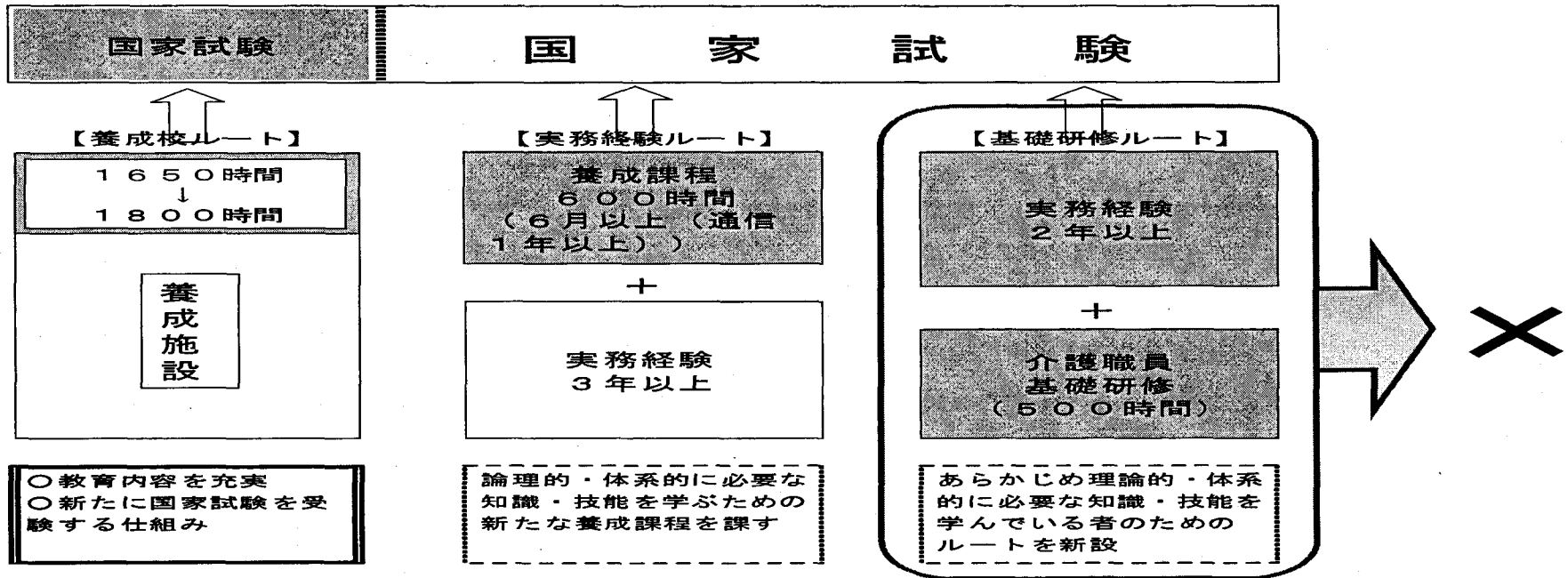


介護福祉士の受験資格における 介護職員基礎研修の取扱いについて

実務経験ルートにおける養成課程と介護職員基礎研修の経緯

- 社会保障審議会福祉部会報告書(平成18年12月)において、介護職員基礎研修修了者について、「基礎研修修了後、実務経験2年を経た者」に対し、受験資格を付与すべきと提言。



- その後、報告書を元に、「社会福祉士及び介護福祉士法一部改正法案」が立案(基礎研修ルートについては省令事項であったため、法案そのものには盛り込まれず)される。
- 一部改正法案の国会審議(平成19年)の際に、「実務経験ルート(実務経験3年+600時間課程)【法律上措置済みのルート】と基礎研修ルート(実務経験2年+500時間)【省令で新たに措置するルート】の均衡を図るべき」との指摘があり、引き続き検討を行うこととされた。

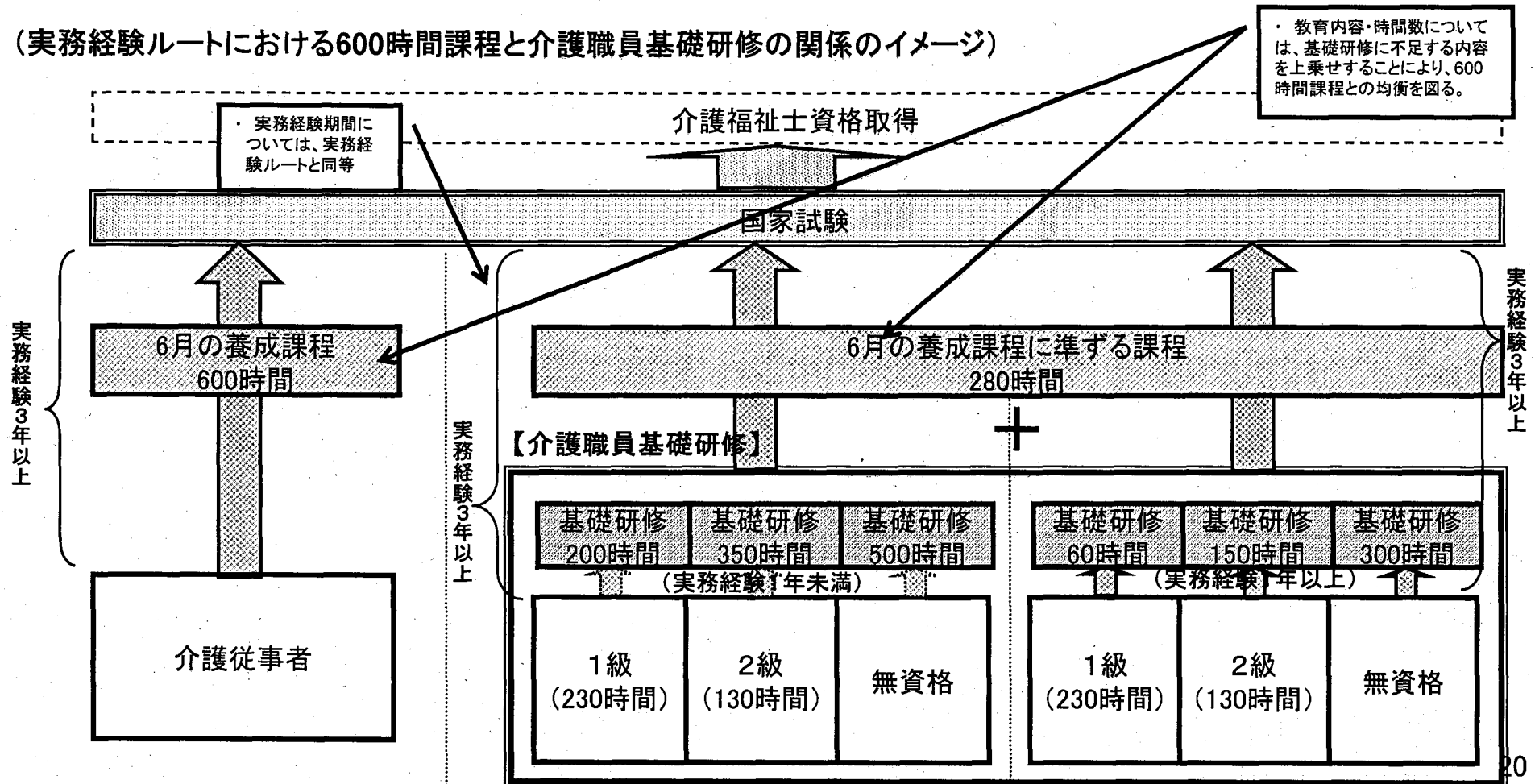
衆参厚生労働委員会附帯決議
 七、厚生労働省令において介護福祉士の資格取得ルートを規定するに当たっては、法律上の資格取得ルートとの間で、教育内容及び実務経験の水準の均衡に配慮すること。また、今後、介護サービスの担い手の養成に係る新たな仕組みを設けるに当たっては、現在の資格制度との関係について十分検討を行い、現場が混乱に陥ることのないようにすること。

基礎研修ルートの方考え方について【省令事項】（案）

600時間課程と介護職員基礎研修の関係については、士士法改正に係る国会審議の際に、基礎研修ルートの創設に当たって、実務経験ルートとの均衡に配慮するよう求められていることから、資格取得ルート間の均衡を確保する観点から、次のとおり整理する。

- ① 教育内容・時間数については、600時間課程と基礎研修の教育内容を比較して、600時間課程から重複部分を除いた教育内容(280時間)を上乗せする。
- ② 実務経験期間については、基礎研修受講前の実務経験年数を含め、実務経験ルートと同じ3年とする。

(実務経験ルートにおける600時間課程と介護職員基礎研修の関係のイメージ)



600時間課程・280時間課程の教育カリキュラム（案）

		600時間課程	280時間課程
人間と社会	人間の尊厳と自立	15h	
	社会の理解	30h	15h
介護	介護の基本	90h	9h
	コミュニケーション技術	30h	
	生活支援技術	90h	46h
	介護過程	90h	60h
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	45h	10h
	認知症の理解	60h	10h
	障害の理解	60h	20h
	こころとからだのしくみ	90h	70h
その他			40h
合計		600h	280h

※1 これらの課程は通信課程で行うことも可能とする。

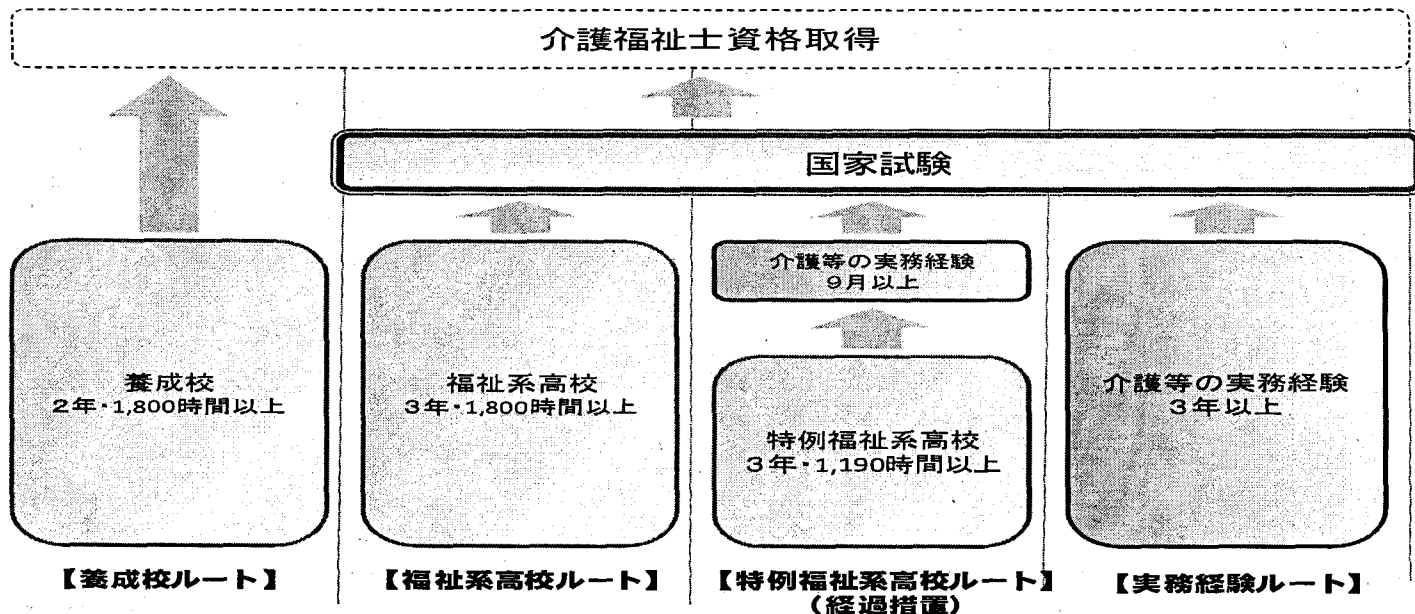
ただし、通信課程として行う場合は、領域「介護」のうち、「生活支援技術」及び「介護過程」の内容を中心に構成された面接授業(いわゆるスクーリング)を45時間行う。

※2 280時間課程における「その他」の科目は、

- ① 介護職員基礎研修で学習した内容の復習や、
- ② 介護職員基礎研修で学習した内容を踏まえ、3領域の理解の前提となる理論・統計等に関する学習を行うための科目として、その内容は養成校の創意工夫に基づき、養成校が定める。

(参考) 平成24年度からの介護福祉士資格取得ルート全体像

【平成二十三年度まで】



【平成二十四年度以降】

